

令和6年度版 三島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の 人件費率
5年度	人 106,176	千円 42,818,956	千円 1,739,903	千円 6,338,817	% 14.8	% 16.2

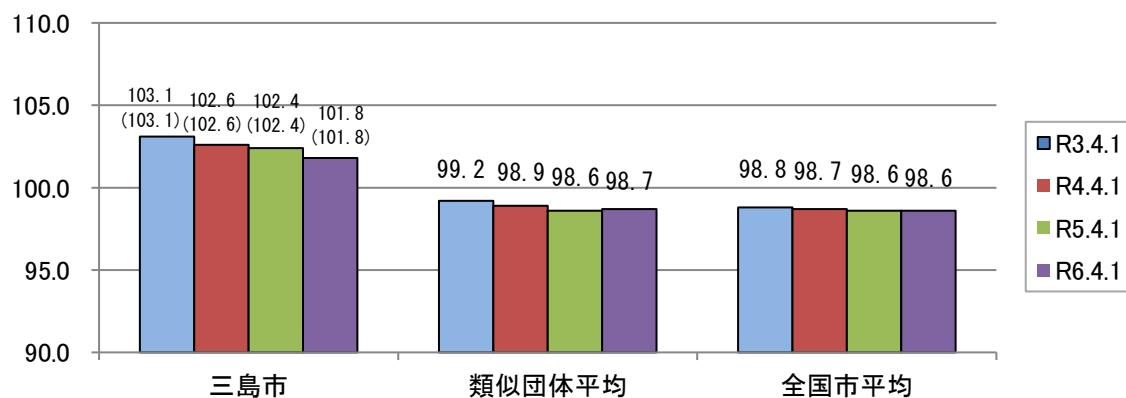
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給与額
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B		
5年度	人 654	千円 2,284,563	千円 382,579	千円 934,423	千円 3,601,565	千円 5,507	千円 6,361

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

【理由】

- ・一部、国と異なる市独自の給料表を使用している。
- ・国と比較して初任給が高くなっている。
- ・55歳到達者の昇給停止を行っていない。

【改善の見込】

- ・初任給については、今後も給与水準の推移等を鑑みつつ検討を行っていく方針
- ・今後は高齢層の退職により改善される見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準3%に対して、三島市においても3%を支給。

(参考)

	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%
三島市の支給割合	3%	3%	3%

③その他の見直しの状況

扶養手当について、子育て支援・世代間の給与配分の見直しの観点から国と同様に支給額を改定。

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三島市	42.1歳	333,017円	395,163円	367,755円
静岡県	42.7歳	333,463円	433,607円	371,183円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	42.1歳	316,955円	406,373円	367,288円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
三島市	50.0歳	26人	342,846円	369,287円	363,037円	—	—	—	—
うち給食調理員	48.9歳	23人	339,626円	364,715円	360,430円	飲食物調理従事者	43.9歳	254,300円	—
うちその他技労労務職	58.6歳	3人	367,533円	404,339円	383,023円	—	—	—	—
静岡県	53.3歳	103人	289,269円	340,532円	309,944円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—	—
類似団体	53.0歳	31人	316,762円	372,923円	354,212円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三島市	—	—	—
うち給食調理員	5,994,823円	3,333,000円	1.80
うちその他技労労務職	6,851,714円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和2～4年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三島市	38.9歳	318,079円	343,010円
静岡県 小・中学校（幼稚園）	42.1歳	367,084円	415,004円
類似団体	41.8歳	322,833円	385,640円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	三島市	静岡県	国
一般行政職	大学卒	202,100円	206,225円
	高校卒	170,900円	174,130円
技能労務職	高校卒	170,900円	172,194円
	中学卒	162,100円	158,235円
教育職 小・中学校（幼稚園）	大学卒	210,400円	230,373円
	高校卒	—	186,866円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,947円	351,614円	394,990円
	高校卒	224,600円	—	—
技能労務職	高校卒	—	292,100円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	288,200円	385,233円	—
	高校卒	—	—	—

(注) それぞれの経験年数に該当する職員の平均額である。該当する職員がない場合はーで表示している。

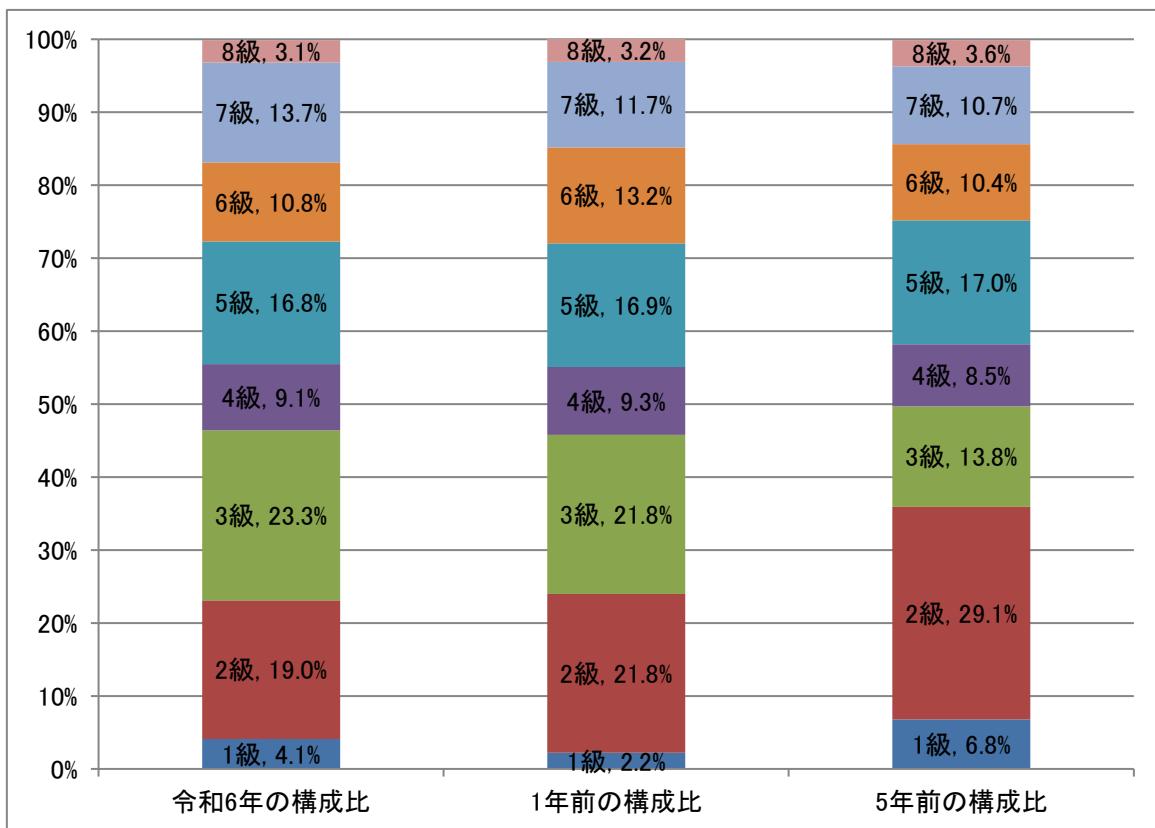
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

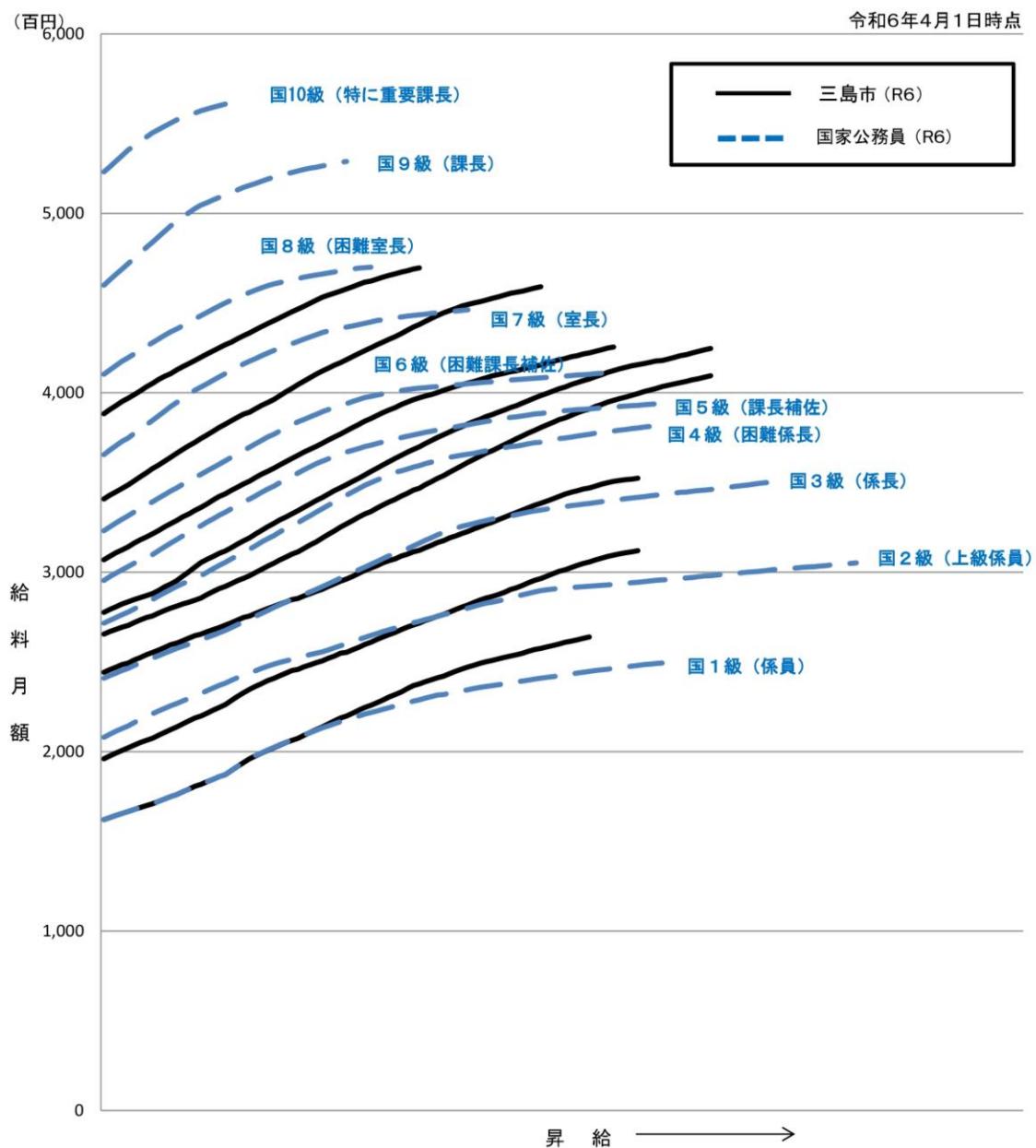
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
8級	部長・参事・技監	13人	3.1%	388,300円	469,600円
7級	課長・副参事・副技監	57人	13.7%	340,800円	459,100円
6級	課長補佐・主幹	45人	10.8%	306,900円	425,500円
5級	係長・主任・主任技師	70人	16.8%	277,600円	424,700円
4級	副主任・副主任技師	38人	9.1%	265,500円	409,500円
3級	主査・技術主査	97人	23.3%	244,200円	352,400円
2級	主事・技師	79人	19.0%	196,000円	312,000円
1級	主事補・技師補	17人	4.1%	162,100円	263,900円
合計		416人			

(注) 1 三島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
□ 人事評価を活用していない				
活用予定期間				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三島市	静岡県		国
1人当たりの平均支給額 (R5) 1,496千円	1人当たりの平均支給額 (R5) 1,713千円		—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 20~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

() 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	
上位、標準、下位の成績率	○		○	○	
上位、標準の成績率		○			
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
□ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

三島市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額	2,963千円	—	1人当たり 平均支給額	—	—
(他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~45%加算			(他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~45%加算		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	77,362千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	117,481円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3%	658.5人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数（令和5年度） (ラスパイレス指数)		102.4 (102.4)	

(注) 1 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定 準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(注) 2 支給対象職員数は、普通会計の職員数合計。(4月から9月まで給料を支給した職員を0.5人として加算)

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）			1,519千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			15,193円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			14.4%	
手当の種類（手当数）			9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和5年度 決算	左記職員に に対する支給 単価
危険作業手当	樂寿園職員	動物の飼育、治療、検診等の作業に従事した者	24千円	日額 200円
		災害が発生した場所又は災害が発生するおそれのある場所における応急作業、警戒等に従事した者	12千円	日額 200円
不快作業手当	廃棄物対策課職員	ごみの収集、焼却、埋立て等の作業及び防疫作業に従事した者	82千円	日額 450円 ～650円
福祉業務手当	福祉総務課職員	行旅病人又は浮浪者の保護に係る業務に従事した者		1件につき 1,000円 ～2,000円
		行旅死亡人の取扱いに係る業務に従事した者		1件につき 3,000円 ～5,000円
	福祉総務課職員	養護老人ホーム佐野樂寿寮において、入所者の養護及び生活指導の業務に従事した者	296千円	日額 200円
福祉業務手当	福祉総務課職員 健康づくり課職員 地域包括ケア推進課職員	生活保護及び精神保健の業務のため、相談、訪問指導等に直接従事した者	525千円	日額 200円

税務手当	課税課職員 市税収納課職員	税務事務に従事した者	454 千円	月額 1,000 円
建築主事 業務手当	住宅政策課職員	建築主事として建築物の建築等に関する確認等の業務に従事した者	114 千円	日額 250 円

(5) 時間外勤務手当

	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
令和 5 年度決算	128,338 千円	195 千円
平成 4 年度決算	142,540 千円	214 千円

(6) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 5 年度決算)
扶養手当	次表参照	同		53,336 千円	226,960 円
住居手当		同		43,329 千円	277,752 円
通勤手当		一部異なる	支給額	42,483 千円	96,334 円
管理職手当		同		48,013 千円	727,473 円
休日勤務手当		同		12,078 千円	57,515 円
宿日直手当		同		915 千円	183,040 円
管理職員 特別勤務手当		異なる	支給額	154 千円	12,833 円
単身赴任手当		同		456 千円	456,000 円

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員 ・配偶者 6,500 円（行政職給料表 8 級の職員 3,500 円） ・子 10,000 円 ・父母等 6,500 円（行政職給料表 8 級の職員 3,500 円） ・満 16 歳に達する年度の初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円加算
住居手当	自らが借受け月額 16,000 円を超える家賃・間代を支払っている職員 最高支給限度額 28,000 円

通勤手当	通勤のために交通機関や自動車等を使用することを常例とする職員 <交通機関等利用者の場合> 最長期間の定期代相当額を支給 <交通用具使用者の場合> 算出方法距離に応じた基準額及び駐車場代金相当額 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>2 km以上</td><td>5 km未満</td><td>3,400 円</td><td>35 km以上</td><td>40 km未満</td><td>19,500 円</td></tr> <tr> <td>5 km以上</td><td>10 km未満</td><td>5,100 円</td><td>40 km以上</td><td>45 km未満</td><td>21,900 円</td></tr> <tr> <td>10 km以上</td><td>15 km未満</td><td>7,500 円</td><td>45 km以上</td><td>50 km未満</td><td>22,800 円</td></tr> <tr> <td>15 km以上</td><td>20 km未満</td><td>9,900 円</td><td>50 km以上</td><td>55 km未満</td><td>23,700 円</td></tr> <tr> <td>20 km以上</td><td>25 km未満</td><td>12,300 円</td><td>55 km以上</td><td>60 km未満</td><td>24,600 円</td></tr> <tr> <td>25 km以上</td><td>30 km未満</td><td>14,700 円</td><td>60 km以上</td><td></td><td>25,500 円</td></tr> <tr> <td>30 km以上</td><td>35 km未満</td><td>17,100 円</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	2 km以上	5 km未満	3,400 円	35 km以上	40 km未満	19,500 円	5 km以上	10 km未満	5,100 円	40 km以上	45 km未満	21,900 円	10 km以上	15 km未満	7,500 円	45 km以上	50 km未満	22,800 円	15 km以上	20 km未満	9,900 円	50 km以上	55 km未満	23,700 円	20 km以上	25 km未満	12,300 円	55 km以上	60 km未満	24,600 円	25 km以上	30 km未満	14,700 円	60 km以上		25,500 円	30 km以上	35 km未満	17,100 円			
2 km以上	5 km未満	3,400 円	35 km以上	40 km未満	19,500 円																																						
5 km以上	10 km未満	5,100 円	40 km以上	45 km未満	21,900 円																																						
10 km以上	15 km未満	7,500 円	45 km以上	50 km未満	22,800 円																																						
15 km以上	20 km未満	9,900 円	50 km以上	55 km未満	23,700 円																																						
20 km以上	25 km未満	12,300 円	55 km以上	60 km未満	24,600 円																																						
25 km以上	30 km未満	14,700 円	60 km以上		25,500 円																																						
30 km以上	35 km未満	17,100 円																																									
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、三島市職員管理職手当支給規則で指定する職を占める職員 月額：1種 76,600 円 2種 66,200 円 3種 59,400 円 4種 49,600 円																																										
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員 1時間あたりの支給額：勤務 1時間あたりの給与額 × 135/100																																										
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 1回あたり：2,200 円～6,600 円																																										
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員のうち、 ①臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した職員 1回あたり：10,000 円～12,000 円（6時間を超える場合の勤務にあっては、100 分の 150 を乗じて得た額） ②災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した職員 1回あたり：5,000 円～6,000 円																																										
単身赴任手当	勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限を満たす職員																																										

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	900,000円	(参考)類似団体における最高／最低額 1,030,000／686,000
	副市長	720,000円	880,000／680,000
	教育長	678,000円	—
報酬	議長	495,000円	760,000／450,000
	副議長	435,000円	670,000／400,000
	議員	410,000円	620,000／377,000
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和5年度支給割合) 4.5月分	
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.4月分	
	市長 副市長 教育長	(算定方式) 給料月額×年数×400/100 給料月額×年数×250/100 給料月額×年数×100/100	
退職手当	市長 副市長 教育長	(1期の手当額) 14,400,000円 7,200,000円 2,034,000円	
	市長 副市長 教育長	(支給時期) 退職時に通算	
	備考		

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長・副市長は4年=48月、教育長は3年=36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

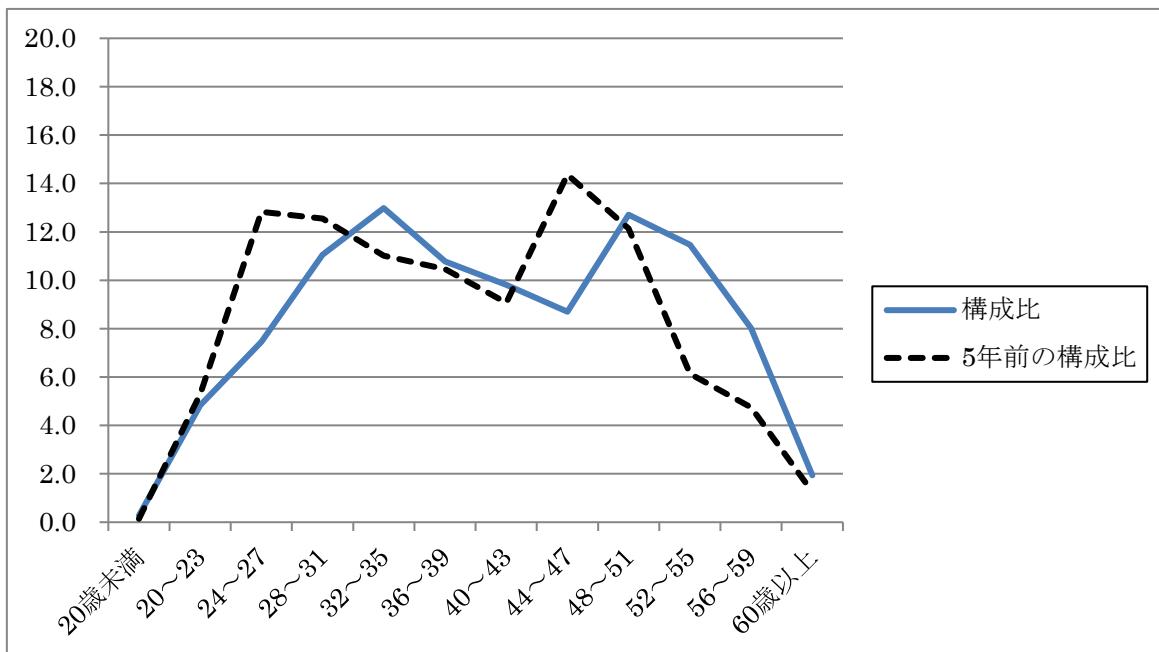
区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
部門		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	141	145	4	
		税務	40	39	△1	
		民生	139	145	6	
		衛生	53	55	2	
		労働	1	1	0	
		農林水産	14	14	0	
		商工	12	10	△2	
		土木	73	76	3	
		計	479	491	12	
教育部門		156	153	△3	業務の見直しによる	
消防部門		0	0	0		
小計		635	644	9	＜参考＞ 人口1万当たりの職員数 46.2人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 48.4人)	
会計部門 公営企業等	水道	16	17	1	退職者の補充による	
	下水道	18	18	0		
	その他	46	45	△1	業務の見直しによる	
	小計	80	80	0		
合計		715 [875]	724 [875]	9 [0]	＜参考＞ 人口1万当たりの職員数 68.2人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

(%)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	35人	54人	80人	94人	78人	71人	63人	92人	83人	58人	14人	724人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	473	478	482	480	479	491	18	(3.8%)
教育	159	159	160	158	156	153	△6	(△3.8%)
消防	2	3	3	3	0	0	△2	(皆減)
普通会計計	634	640	645	641	635	644	10	(1.6%)
公営企業等会計計	83	80	79	79	80	80	△3	(△3.6%)
総合計	717	720	724	720	715	724	7	(1.0%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算（「令和5年度地方公営企業決算状況調査」より）

区分	総費用A	純損益又は実質収支	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率B/A	令和4年度の総費用に占める人件費率(参考)
5年度	千円 1,342,996	千円 160,216	千円 91,999	% 6.9	% 6.9

(注) 職員給与費に受託給水工事費(597千円)を含む。

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費B/A	(参考)市町村(政令指定都市を除く)一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
5年度	人 17.25	千円 62,190	千円 9,476	千円 25,051	千円 96,717	千円 5,607	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。(1月から3月まで給料を

支給した職員を0.25人とした)

3 受託給水工事費の給与を含む。

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三島市	43.8歳	338,481円	469,223円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三島市	三島市（一般会計）
1人当たり平均支給額(R5) 1,318千円	1人当たり平均支給額(R5) 1,496千円
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

() 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

三島市			三島市（一般会計）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額	—	—	1人当たり 平均支給額	2,963千円	—
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~45%加算	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~45%加算				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,953千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		113,214円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3%	17.25人	3%

工 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5度決算）	2千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	600円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	23.2%		
手当の種類（手当数）	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 令和5年度 決算
危険作業手当	水道課職員	塩素ガスその他有毒物質の取扱いに従事した者	日額 200円
		水道工事に係る現場作業に従事した者	日額 200円
		災害が発生した場所又は災害が発生するおそれのある場所における応急作業、警戒等に従事した者	日額 200円

才 時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和5年度決算	1,403千円	81千円
令和4年度決算	2,118千円	116千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

力 その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	一般行政職 参照	同	—	1,371千円	152,370円
住居手当		同	—	1,612千円	322,313円
通勤手当		同	—	1,587千円	99,213円
管理職手当		同	—	1,538千円	512,600円
管理職特別勤務手当		同	—	10千円	10,000円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算（「令和5年度地方公営企業決算状況調査」より）

区分	総費用A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	令和4年度の総費用に 占める人件費率 (参考)
5年度	千円 2,200,070	千円 60,680	千円 89,085	% 4.0	% 3.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村 (政令指定都市 を除く) 一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
5年度	人 19.25	千円 72,456	千円 9,884	千円 30,179	千円 112,519	千円 5,845	千円 6,023,306

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。（10月から12月まで給料を支給した職員を0.25人とした）

イ 特記事項

特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
三島市	42.3歳	337,544円	489,795円
団体平均	44.5歳	334,536円	501,579円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三島市	三島市（一般会計）
1人当たり平均支給額(R5) 1,519千円	1人当たり平均支給額(R5) 1,496千円
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)
期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

() 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

三島市			三島市（一般会計）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり 平均支給額	—	—	1人当たり 平均支給額	2,963千円	—
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~45%加算	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2~45%加算				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		2,259千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		117,343円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全職員	3%	19.25人	3%

工 時間外勤務手当

	支給実績	職員 1人当たり平均支給年額
令和 5 年度決算	2,582 千円	134 千円
令和 4 年度決算	2,183 千円	120 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

才 その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和 5 年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和 5 年度決算)
扶養手当	一般行政職 参照	同	—	1,301 千円	185,925 円
住居手当		同	—	981 千円	245,333 円
通勤手当		同	—	1,192 千円	85,143 円
管理職手当		同	—	1,538 千円	512,600 円
管理職特別 勤務手当		同	—	30 千円	15,000 円